

入札監理小委員会の審議結果報告 厚生労働省/医療経済実態調査

厚生労働省の医療経済実態調査について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要及び選定の経緯について

(1) 事業の概要

- 当事業は、病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険薬局における医療経営等の実態を明らかにし、社会保険診療報酬に関する基礎資料を整備することを目的とし、本調査における調査関係用品の印刷・配布、調査客体名簿（別紙 2）の確認、電子調査票（Web システム）の作成、調査表の回収・受付、督促、照会対応、個票検査（疑義照会）、データ入力、調査結果集計・分析の修正、報告書作成等に係る業務である。
- 事業期間は 1 年間（平成 31 年 4 月～平成 32 年 3 月まで）であり、今回が市場化テスト 1 期目である。

(2) 選定の経緯

平成 27 年度まで民間のシンクタンクの 1 者応札による継続受注となっていたことから、市場化テストの対象事業として選定され、平成 29 年 7 月閣議決定の公共サービス改革基本方針において、平成 31 年度から市場化テストによる民間競争入札の実施を決定したところ。

2. 市場化テストの実施に際して厚生労働省が行った取組について

主に以下の点を追記・変更等をおこない、新規参入を促進。

- ①入札参加資格の拡大：これまで単体の事業者のみの入札参加としていたものをあらたに単独で本業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業者でも参加できる旨を追加。（実施要項案：10 ページ）
- ②評価項目及び企画提案書にワーク・ライフ・バランス等の推進に係る女性活躍推進法に基づく認定の追加。（別紙 8 様式 - 6）
- ③入札公告期間の前倒し。（入札公告 1 月下旬→1 月上旬～中旬目途）
- ④従来の実施状況の開示。（別紙 9）

3. 実施要項（案）の審議結果について

以下の点について委員から意見があり、厚生労働省としても検討及び対応する旨回答があった。

- ①「3.（2）確保されるべき公共サービスの質」の③有効回答率 「実績値の5回の平均である有効回答率(53.9%)を上回ることが望ましい。」の53.9%は、一定程度維持すべき基準として、固定値とすべきではないか。
→ 「実績値の5回の平均である有効回答率(53.9%)を踏まえ、55%を上回ることが望ましい。」と修正。(実施要項案：9 ページ)
- ②「5. 入札参加資格に関する事項」の(5)「厚生労働分野の調査・研究の実績があること。」の「厚生労働分野」の定義はどこまで含まれるのか明記すべきではないか。
→ 他に調査・研究の実績のある事業者を排除することになるのではないかという意見を踏まえ、(5)を削除。(実施要項案：10 ページ)
- ③「別紙8 落札者を決定するための総合評価基準」の評価項目の「1. 調査・研究の実績 平成25年度以降に厚生労働分野の調査・研究の実績がある」は、厚生労働分野以外で調査・研究の実績がある事業者を排除する要素があるため、必須項目ではなく、加点項目とすべきではないか。
→ 意見を踏まえ、必須項目を削除のうえ、医療機関等を調査対象とすることから、「医業経営分野の調査・研究の実績」の加点点数をA：10点、B：6点に修正。(別紙8)

4. パブリック・コメントで出された意見への対応について

○平成30年10月3日から10月16日までパブリック・コメントを実施した結果、3者から計24件の意見が寄せられたが、誤記・脱字ほか、明確化が必要と判断された12項目に対し実施要項等を修正・変更した。

以上